

市会議第1号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年3月15日提出

提出者 市会運営委員会委員長 橋村 芳和

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成21年4月1日から平成23年3月31日まで」を「平成23年4月1日
から平成24年3月31日まで」に、「100分の5」を「100分の10」に改める。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例中第2条の改正規定は平成23年4月1日から、附則第2項の改正規定は公布
の日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について、その期間を延長すると
ともに、減額の割合を改める必要があるので提案する。